

## 広島グリーンアリーナpresents！開館25周年記念事業業務委託契約書（案）

公益財団法人広島県教育事業団を甲とし、\_\_\_\_\_を乙として、甲と乙は、次のとおり委託契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、「広島グリーンアリーナpresents！開館25周年記念事業」運営委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

（委託業務の内容）

第2条 委託業務の内容は、別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、平成30年7月契約締結日から平成31年3月実施報告提出日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託料）

第5条 委託業務の委託料は、金\_\_\_\_\_円（消費税額及び地方消費税含む）とする。

2 乙は、委託業務実施報告書提出後、甲に対して、委託業務に係る委託料を書面で請求するものとする。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（保険料）

第6条 乙は、委託業務の期間中、必要な保険料を負担するものとする。

（委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（委託業務の処理）

第8条 乙は、委託業務を処理するに当たって、仕様書及び関係法規を遵守し、甲の指示に基づき善良なる管理者の注意をもって実施するものとする。

(委託業務の状況報告)

第9条 乙は、委託業務完了後10日以内に、委託業務実施の状況を甲に報告しなければならない。

(場所等の提供)

第10条 甲は、委託業務に必要な場所等は無償で乙に提供するものとする。

2 乙は、前項の規定により提供を受けた場所等を細心の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、この契約が満了したとき又は解除されたときは、第1項の規定により提供を受けた場所等を甲の指示どおり原状に回復するとともに、使用物件を速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が原状回復等を必要ないと認めたときは、この限りでない。

(権利、義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に違反したとき。

(2) 乙が、第3条に定める委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 委託業務の実施につき、乙に不正の行為があったとき。

(4) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

2 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除されたときは、第5条第1項に定める委託料(消費税額及び地方消費税額を除く。)の額の10パーセントに相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除されたときは、甲に対しその損失の賠償を請求することができない。

(損害賠償)

第13条 乙は、委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、それが甲の責めに帰すべき事由の場合の他は、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも同様とする。

(天災などによる履行不能)

第14条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託契約の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(著作権の譲渡)

第17条 乙は、甲に対し、仕様書に定める委託業務に関する著作権を譲渡する。

2 本著作権には、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むものとする。

3 本著作権は、第5条に定める委託料の支払いと引き替えに乙から甲に移転するものとする。

(著作権人格権)

第18条 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

(第三者の権利侵害)

第19条 乙は、委託業務における著作物の利用が第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないことを甲に保証するものとする。

2 乙は、前項に定める著作物に含まれるその他の各権利者の権利処理を、自らの責任と負担において行うものとする。万が一それら権利者と甲との間での法的紛争が生じた場合には、乙は、第17条第3項に定める本著作権の譲渡代金としての委託料を甲に返還するとともに、第13条に定める損害賠償を行い、それに加えて当該紛争解決に要する費用を負担する。

(疑義の解決)

第20条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成30年7月 日

甲 広島市西区観音新町2丁目11-124  
公益財団法人広島県教育事業団  
理事長 樽谷 敏治

乙

(別記)

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、委託業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、当該委託業務を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、委託業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 乙は、業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他甲が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8 乙は、甲の承諾があるときを除き、委託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製してはならない。

(業務の再委託)

第9 乙は、甲の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることをする場合には、再委託等の相手方にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるとともに、再委託等の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託等の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

第10 乙は、甲の承諾を得て再委託等をする場合には、委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第11 乙は、委託業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第12 甲は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実施に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合において、乙は甲から立入調査の実施を求められたときは、これに応じるものとする。

(損害賠償)

第14 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。